

掛川市街頭防犯カメラの設置及び 運用に関するガイドライン

1. ガイドライン策定の目的

掛川市では、「掛川市安全で安心なまちづくり条例（平成20年4月1日から施行）」に基づき、警察、地域をはじめ、協力団体との連携により、市民の自主的な防犯活動を推進し、安全で安心な地域社会の実現を推進しています。

市内では、商業施設や金融機関、駐車場等において防犯カメラの設置が進み、犯罪抑止効果に有効な手段となっております。

しかし、その一方、人には、自己の容ぼう等をみだりに撮影されたり、公表されたりすることのない自由があり、プライバシーに関する権利の一つとして、憲法第13条（個人の尊重）により保障されています。

そこで、市では、ガイドラインを作成し、防犯カメラの有用性とプライバシーの保護との調和を図ることとしました。

防犯カメラを設置・運用される皆様は、このガイドライン、個人情報保護法等の法令に従って、適切な運用に努めてください。

2. 街頭防犯カメラとは

このガイドラインで定める「街頭防犯カメラ」とは、道路等の公共空間において、犯罪の抑止を目的として、特定の場所に常設し、画像記録装置を有するカメラをいいます。

（以下、「防犯カメラ」という。）

3. 防犯カメラ設置目的の設定及び目的外利用の禁止

設置者は、防犯カメラの設置目的（犯罪の防止等）を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないようにしてください。

4. 防犯カメラ撮影範囲及び設置場所等

防犯カメラで撮影された画像は、その取扱いによってはプライバシーを侵害するおそれがあるため、どこにでも防犯カメラを設置して良いというものではありません。防犯カメラの設置及び運用に当たっては、犯罪の予防効果を高めるとともに不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、撮影区域を必要最小限の範囲とする必要があります。

また、カメラの向きや角度を調整して、住宅などの私的空間が映り込まないようにし、必要に応じて防犯カメラを設置しようとする空間の管理者から許可を得てください。

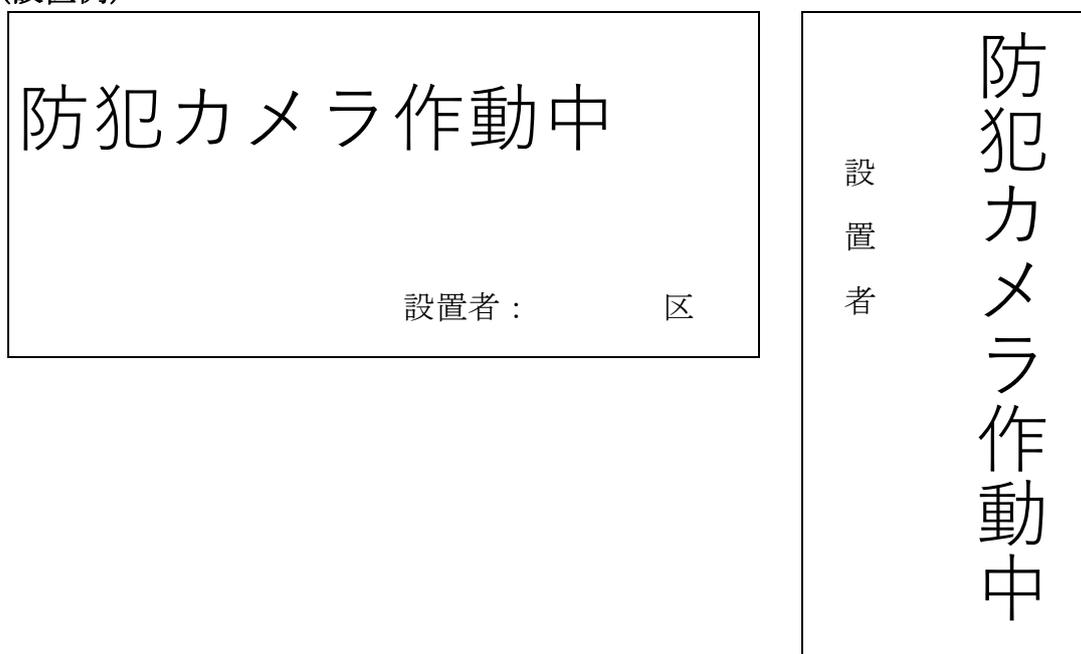
5. 防犯カメラ設置の表示

防犯カメラの設置に当たっては、人にその容ぼう等をみだりに撮影されない自由があることから、本人の知らないうちに撮影されること（いわゆる「隠し撮り」）とならないよう、防犯カメラが設置されていることをわかりやすく表示する必要があります。

更に、防犯カメラの撮影区域内だけではなく、撮影区域に立ち入る前の場所にも表示することにより、撮影区域であることを認識させ、犯罪を抑止する効果を高めることにもなります。

また、その表示により、被撮影者に対し、撮影区域に入らないという選択の機会を与えることが必要です。

(設置例)



6. 管理運用責任者等の指定

防犯カメラは、その運用を誤れば、個人のプライバシーの侵害につながりますので、防犯カメラ及び画像の適切な管理、情報の漏えい防止等に配慮するため、「管理運用責任者」と「操作取扱者」を指定してください。

(1) 管理運用責任者の責務

管理運用責任者は、防犯カメラやその画像及び記録媒体の適性な管理運用を行ってください。

※「街頭防犯カメラ管理運用責任者・操作取扱者指定報告書」を掛川市役所 危機管理課及び掛川警察署 生活安全課 に提出し、変更等が生じた場合は、その都度提出してください。

(2) 操作取扱者の責務

操作取扱者は、管理運用責任者の管理監督のもと、防犯カメラ等の操作を行ってください。

(3) 管理運用責任者、操作取扱者以外は、防犯カメラや記録画像装置を操作してはいけません。

街頭防犯カメラ管理運用責任者・操作取扱者指定報告書

年 月 日

(あて先)

所在地
申請者 名 称
代表者
電 話

1. 自治会名

2. 街頭防犯カメラ管理運用責任者

住所		役職	
氏名		電話	

3. 操作取扱者（3名以内）

住所		役職	
氏名		電話	
住所		役職	
氏名		電話	
住所		役職	
氏名		電話	

4. 選任期間

年 月 日 から 年 月 日まで

7. 秘密の保持

防犯カメラの管理運用責任者及び操作取扱者は、防犯カメラによって人の容ぼう・姿態という個人情報を大量に収集し、管理することになります。したがって、防犯カメラの管理運用責任者等は、画像データそのものは勿論のこと、画像から知り得た情報を漏えいしたり、不当に使用したりしないでください。なお、管理運用責任者等でなくなった後においても同様です。

8. 撮影された画像の適正な管理

モニターや録画装置、画像データを記録した記録媒体（ビデオテープ、DVD、外付ハードディスク等）やパソコンについては、盗難、管理責任者や操作取扱者以外の視聴防止のため、事務室等の施錠のできる室内又は施錠のできる保管庫等に保管し、かつ、関係者以外の者が容易に見通せない場所で厳重に管理し、外部への持ち出し、転送、不必要な画像の複製や加工は禁止します。

9. 画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、き損又は流出等の防止、その他の安全管理を徹底するために、保存期間は極力短時間とすることが必要です。原則として、最大1ヵ月以内で必要最小限の保存期間を決め、保存期間を経過した画像は速やかに上書きや初期化などにより消去してください。

また、録画媒体を処分する時は、破砕又は復元のできない完全な消去等を行い、画像が読み取れない状態にしてください。

10. 画像データ提供の制限

防犯カメラで撮影された画像については、プライバシーが侵害されることのないよう第三者への提供は禁止します。ただし、次の場合は管理運用責任者は、提供の必要性を十分に考慮したうえで提供することができます。

- (1) 裁判官が発する令状に基づく場合や、捜査機関からの照会、弁護士会からの照会など法令に基づく照会があった場合
- (2) 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のため閲覧を求められたことに対し、協力する必要性があり、画像を提供する場合は、上記（1）に基づく文書によることとします。
- (3) 個人の身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要がある場合
※ 上記により画像を提供した場合は、その状況を「画像提供記録簿」へ記録し、掛川市役所 危機管理課に報告してください。

※ (3) による提供が想定されるケース

児童等の誘拐や連れ去り、認知症者の徘徊、災害発生時などで、緊急に現場状況を確認する必要がある場合で、かつ法令や捜査機関からの捜査関係事項照会等による情報提供を依頼する時間がない場合。

※ 判断に迷う時は、掛川市役所 危機管理課または掛川警察署 生活安全課にご相談ください。

・掛川市役所 危機管理課	電話番号：21-1131
・掛川警察署 生活安全課	電話番号：22-0110 (代表)

【画像提供記録簿】

提供日時	利用目的	提供先	提供内容	対応者氏名 (管理運用責任者・操作取扱者)	責任者 印
○/○	捜査関係事項 照会による	〇〇警察署	○月○日 () 10時～10時30分 防犯カメラ No. ○		

※ 画像の提供に当たっては、相手先に身分証明書の提示を求める等、身元の確認を行ってください。

1.1. 苦情等の対応

設置者及び管理運用責任者は、防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問い合わせには、誠実かつ迅速に対応し適切な措置を講じてください。

1.2. 管理運用規程の策定

設置者は、「街頭防犯カメラ管理運用規程」を策定してください。

※ 管理運用規程は「別紙」を参考にしてください。

〇〇区 街頭防犯カメラ管理運用規程（例）

（目的）

第1条 この規定は、〇〇区における犯罪の防止と地域住民の安心・安全の確保を図るため、〇〇区が設置する街頭防犯カメラ（以下、「防犯カメラ」という。）の設置及び管理運営に関し、地域住民のプライバシー等の権利利益を保護するために必要な事項を定めるものである。

（撮影範囲及び設置場所等）

第2条 防犯カメラの設置及び表示については次のとおりとする。

- （1）撮影対象区域は、道路等の公共空間とし、特定の個人及び建物等を監視することがないよう必要最小限の範囲とし、設置場所及び撮影範囲、設置台数は別図のとおりとする。
- （2）設置場所付近の見やすい場所に、防犯カメラが設置されていることを表示する。

（管理運用責任者等）

第3条 防犯カメラの適正な管理運用のため、管理運用責任者及び操作取扱者（以下、「管理運用責任者等」という。）を定める。

- 2 管理運用責任者は、防犯カメラ、画像及び記録媒体の適正な管理、運用を行わなければならない。
- 3 操作取扱者は、管理運用責任者の指揮監督の下に防犯カメラ及び録画装置の操作を行わなければならない。
- 4 防犯カメラ及び画像記録装置の操作は、管理運用責任者等以外の操作を禁止する。
- 5 「街頭防犯カメラ管理運用責任者・操作取扱者指定報告書」を掛川市役所 危機管理課及び掛川警察署 生活安全課へ提出する。

（秘密の保持）

第4条 管理運用責任者及び操作取扱者は、当該防犯カメラの画像から知り得た情報を漏えいしたり、不当に使用してはならない。なお、管理運用責任者でなくなった後においても同様とする。

（画像及び記録媒体の適正な管理）

第5条 防犯カメラの設置者及び管理運用責任者等（設置者等）は、画像及び記録媒体の適正な管理について、次の各号に掲げる事項を遵守することとする。

- （1）画像を保存する場合には、不必要な画像の複製や加工を行わない。
- （2）画像の保存期間は、〇〇日間とする。

- (3) 画像は、保存期間が終了後、初期化や上書きにより確実に消去する。
- (4) 画像の記録された媒体は、あらかじめ定めた防護された場所に保管する。
- (5) 画像のモニターテレビ等がある場所に部外者が入れない又は見られないようにする。

(画像データ提供の制限)

第6条 記録された画像は、設置目的以外に利用しないこととし、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、第三者への画像提供は禁止する。

- (1) 法令に基づく照会があった場合
- (2) 捜査機関から犯罪捜査利用目的のために提供を求められた場合
- (3) 個人の身体又は財産の安全を守るため、緊急の必要がある場合

2 画像の閲覧及び提供については、設置者等において協議し、決定する。

3 画像を提供した場合は、次の各号に定める事項を記録保存し、掛川市役所 危機管理課に報告することとする。

- (1) 提供日時
- (2) 利用目的
- (3) 提供先
- (4) 提供内容
- (5) 対応者氏名

(苦情等の処理)

第7条 設置者等は、その取り扱う防犯カメラの設置・管理等に関する苦情や問い合わせに対しては、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(その他)

第8条 この運用規程に記載していない事項は、「掛川市街頭防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき取り扱うものとする。

附則

(施行期日)

この規程は、〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。